



# 茨城県報

第 2436 号

平成24年11月12日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（漁政課）…………… 8
- 特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出（漁政課）…………… 8
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 9
- 土地改良区役員の就退任（農林事務所）…………… 10

#### （選挙管理委員会）

- 政治団体の設立届出…………… 13
- 政治団体の届出事項の異動届出…………… 13
- 政治団体の解散届出…………… 14
- 資金管理団体の指定届出…………… 15
- 資金管理団体の届出事項の異動届出…………… 15

### 公 告

- 争議行為の予告通知の公表（労働政策課）…………… 15
- 県営土地改良事業計画の決定の通知（農村計画課）…………… 16
- 公共測量の実施（用地課）…………… 16
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（2件）（都市計画課）…………… 17
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 25

#### （病 院 局）

- 落札者等の公示…………… 25
- 入札公告…………… 26

#### （教 育 長）

- 入札公告…………… 28

## 告 示

### 茨城県告示第1156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモールつくば

つくば市稲岡66-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成24年7月5日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
未定	未定	未定

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年2月23日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

54,000㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 3,400台

(イ) 駐輪場の収容台数 390台

(ウ) 荷さばき施設の面積 629㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 225㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時

(閉店時刻) 翌午前0時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～翌午前0時30分

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

11箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## キ 届出年月日

平成24年6月22日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
つくば市	1 経路の設定 別添資料-1, 図3-1 来店経路設定図において次の2点について	1 左記の2経路は, 小学校並びに中学校の通学路として利用されている。来店経路として設定すると交通量の大幅な増加

て見直しを求める。

(1) 交差点 No. 2 から店舗敷地への経路 95台想定

(2) 交差点 No. 8 から店舗敷地への経路 180台想定

2 騒音の発生に係る事項

騒音規制法に基づく届出、規制等に十分留意するとともに、法規制外事項（規制値内騒音・低周波・光害等）に該当しない場合においても、周辺住居に対する十分な配慮をすること。また、騒音等の苦情を受けたときは、直ちにその原因を調査し、誠意をもって苦情解決のための必要な措置を講じること。

3 廃棄物に係る事項

日量平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する場合は、つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出すること。

4 街並みづくり等への配慮等

(1) 届出者はつくば市の活性化と市民サービスの向上に関する協定書を締結しているため、協定に定められた事項を守ること。特に、設置予定である観光案内スペース及び観光案内板を通じ、つくば市が来店者へPRできるように配慮をすること。

(2) 「稲岡地区計画」に定めた内容を遵守すること。

(3) 景観法及びつくば市景観条例に基づく届出対象とならない規模（延べ床面積が1,000㎡以下又は高さ10m以下）の建物についても、つくば市景観計画法に定めた景観形成基準に適合するよう努めること。

が見込まれ、児童生徒の安全な登下校を確保することが困難になる。児童生徒がう回し登下校することは、道路の状況から、必ずしも安全確保にはならないため。

2 住宅地が隣接しているため、騒音規制法、環境基本法、茨城県生活環境の保全に関する条例及び公害紛争処理法の基準・規制等に則った必要な対策を講じる必要があるため。

3 つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成10年条例第26号）で定めているため。

4

(1) 地域活性及び環境配慮に努める必要があるため。

(2) 地区計画に基づき街並みづくり等へ配慮することにより、良好な景観を形成するため。

(3) 敷地全体が一体となって周辺景観に配慮する必要があるため。

	<p>(4) 該当地は、北及び西を高速道路に、南を国道に、東を県道という高規格道路に囲まれており、各方面からの交通流入が想定される。そのため、地域住民が円滑に移動できるよう交通誘導員を配置し、住宅地への車両を抑制する等、住宅地へ与える影響が最小となるよう対策を施すこと。</p> <p>(5) 当該地は、市街地（住宅集積地区）から約 2 km と近いことから、徒歩や自転車での来店者が多いことが見込まれる。そのため、敷地内に歩行者及び自転車の動線を確保すること。</p>	<p>(4) 周辺住民の生活環境の保全に努める必要があるため。</p> <p>(5) 利用者特性を考慮した交通動線を確保し、円滑な交通に努める必要があるため。</p>
--	---	---

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

#### 茨城県告示第1157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 第1 アクロスプラザひたち野うしく

##### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザひたち野うしく

牛久市ひたち野東二丁目7番地2 外

##### (2) 届出の概要

##### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成24年5月24日

##### イ 変更しようとする事項

##### (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前0時

##### (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 10 時 30 分

(変更後) 午前 9 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

ウ 変更の年月日

平成 24 年 6 月 11 日

エ 届出年月日

平成 24 年 5 月 14 日

## 2 意見の概要

意見なし

### 第 2 ニトリ勝田店

#### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ勝田店

ひたちなか市大字市毛 890-6 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成 24 年 6 月 11 日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,497㎡

(変更後) 4,866㎡

ウ 変更の年月日

平成 25 年 1 月 30 日

エ 届出年月日

平成 24 年 5 月 29 日

## 2 意見の概要

意見なし

### 第 3 クレオ

#### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻一丁目 7-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 24 年 6 月 25 日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イオンリテール株式会社 1 階食品売場

(変更前) 午前 9 時 (年間 60 日 午前 8 時)

(変更後) 午前 7 時

ウ 変更の年月日

平成 24 年 6 月 21 日

エ 届出年月日

平成 24 年 6 月 8 日

## 2 意見の概要

意見なし

### 第 4 イオン高萩店

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高萩店

高萩市安良川 231 番地 1 外

##### (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 24 年 6 月 25 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イオンリテール株式会社 1 階食品売場

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 7 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分～翌午前 5 時 30 分 (一部翌午前 0 時 30 分, 午後 11 時 30 分, 午後 9 時)

(変更後) 午前 6 時 30 分 (一部午前 8 時 30 分)～翌午前 5 時 30 分 (一部翌午前 0 時 30 分, 午後 11 時 30 分, 午後 9 時)

ウ 変更の年月日

平成 24 年 6 月 21 日

エ 届出年月日

平成 24 年 6 月 8 日

## 2 意見の概要

意見なし

### 第 5 イオン古河店

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン古河店

古河市旭町一丁目 699-1 外

##### (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 24 年 6 月 25 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イオンリテール株式会社 1 階食品売場

(変更前) 午前 8 時

(変更後) 午前 7 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時 30 分～午後 11 時 30 分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 6 時 30 分 (一部午前 7 時 30 分)～午後 11 時 30 分 (一部午後 9 時)

ウ 変更の年月日

平成 24 年 6 月 21 日

エ 届出年月日

平成 24 年 6 月 8 日

2 意見の概要

意見なし

第 6 西友ひたち野うしく店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友ひたち野うしく店

牛久市ひたち野東 22-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 24 年 6 月 21 日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5 箇所

(変更後) 6 箇所

ウ 変更の年月日

平成 24 年 7 月 14 日

エ 届出年月日

平成 24 年 6 月 12 日

2 意見の概要

意見なし

第 7 田尻ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

田尻ショッピングセンター

日立市田尻町五丁目 1230 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成24年 6 月25日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

株式会社マルト

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後11時

ウ 変更の年月日

平成24年 6 月14日

エ 届出年月日

平成24年 6 月13日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第1158号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合	県報登載日	告示番号
鹿島灘	鹿島灘漁業協同組合	平成20年10月27日	茨城県告示第1374号

茨城県告示第1159号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による次の加入区及び区分に関する届出を審査した結果、同法第108条第 2 項の規定による同意があったと認めたので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌



発起人の住所及び氏名	加入区	区分
ひたちなか市平磯町1061-1 根本 衛 外1名	三 浜 加入区	総トン数が5トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業
ひたちなか市磯崎町4309-1 薄井 正治 外1名		磯崎漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業
ひたちなか市殿山町2-9-20 宮尾 憲一 外1名		那珂湊漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業
東茨城郡大洗町磯浜町3628-1 グリーンヒルやまと201号 西宮 茂一 外1名		大洗町漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業

茨城県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
古河市三杉町一丁目2691番2地先から 古河市三杉町一丁目2703番5地先まで	旧	メートル 最大 13.9	メートル 132	
		最小 11.7		
	新	最大 29.0	132	
		最小 16.4		

茨城県告示第1161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市大字岩井字宮内下 5395番2地先から	旧 (A)	メートル 最大 11.5	メートル 358	
		最小 10.6		
坂東市大字岩井字宮内前 958番1地先まで	(A)	最大 11.5	358	迂回路設置
		最小 10.6		
	(B)	最大 26.5	366	
		最小 10.0		

## 茨城県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年11月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市島並字下1816番から 行方市橋門字橋門1277番まで	旧 (A)	メートル 最大 13.0	メートル 3,404	
		最小 6.5		
	(A)	最大 13.0	3,404	バイパス
		最小 6.5		
	(B)	最大 71.0	3,340	
		最小 28.0		

## 茨城県告示第1163号

下妻市北大宝219番地8に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年11月12日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

## 1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 蘭 江 一 三	笠間市小原1946番地
〃	菱 沼 英 昌	桜川市富谷1096番地
〃	上 野 征 一	〃 大泉449番地 1
〃	飯 島 義 邦	〃 高久243番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 中 聖 敏	桜川市真壁町東山田1508番地
〃	完 賀 浩 光	土浦市上坂田610番地
〃	上 野 守	石岡市大增609番地
〃	大 里 守	つくば市鬼ヶ窪1197番地
〃	坂 入 豪	つくば市上郷922番地
〃	赤田部 澄 雄	〃 北条163番地
〃	大 串 一 也	〃 吉沼31番地 1
〃	笠 嶋 和 良	下妻市高道祖4624番地
〃	猪 瀬 雄 司	筑西市関本上1422番地
〃	古宇田 和 夫	〃 鷺島204番地
〃	大 木 均	〃 桑山2201番地
〃	鈴 木 孝 一	結城市大字東茂呂343番地
〃	大 滝 信農夫	常総市菅生町731番地 1
〃	秋 森 芳 夫	〃 鴻野山239番地
〃	染 野 芳 郎	結城郡八千代町大字芦ヶ谷568番地
〃	増 山 信 一	〃 〃 〃 水口392番地
〃	木 村 幸 男	坂東市借宿243番地
〃	野 口 清	〃 逆井1718番地72
〃	木 村 和 吉	〃 生子1458番地 2
〃	浅 井 清	古河市長左エ門新田77番地 1
〃	青 木 秀 二	〃 大和田948番地
〃	木 村 昭 一	猿島郡境町大字山崎361番地 4
〃	中 川 清	土浦市真鍋一丁目11番 1 号
〃	白 戸 伸 久	古河市西牛谷101番地 1
〃	久保田 健一郎	石岡市村上487番地
〃	前 場 文 夫	結城市大字結城528番地
〃	稲 葉 本 治	下妻市本宗道71番地 4
〃	山 口 伸 樹	笠間市石井1086番地
〃	市 原 健 一	つくば市東 2 丁目13番地22
〃	吉 澤 範 夫	筑西市倉持804番地 2
〃	吉 原 英 一	坂東市岩井3299番地 3
〃	中 田 裕	桜川市富谷684番地
〃	大久保 司	結城郡八千代町大字瀬戸井480番地
〃	野 村 康 雄	猿島郡境町741番地 3
監 事	箱 田 信 夫	笠間市仁古田623番地
〃	藤 田 守 正	石岡市吉生2609番地 1
〃	大 塚 英 明	つくば市国松1489番地
〃	飯 島 孝 夫	下妻市鎌庭1378番地
〃	岩 上 守	結城市大字今宿533番地

職 名	氏 名	住 所
監 事	飯 塚 郁 夫	猿島郡境町大字内門282番地

## 2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小蘭江 一 三	笠間市小原1946番地
〃	菱 沼 英 昌	桜川市富谷1096番地
〃	上 野 征 一	〃 大泉449番地 1
〃	飯 島 義 邦	〃 高久243番地 1
〃	山 中 聖 敏	〃 真壁町東山田1508番地
〃	完 賀 浩 光	土浦市上坂田610番地
〃	上 野 守	石岡市大増609番地
〃	大 里 守	つくば市鬼ヶ窪1197番地
〃	坂 入 豪	〃 上郷922番地
〃	赤田部 澄 雄	〃 北条163番地
〃	大 串 一 也	〃 吉沼31番地 1
〃	笠 嶋 和 良	下妻市高道祖4624番地
〃	猪 瀬 雄 司	筑西市関本上1422番地
〃	古宇田 和 夫	〃 鷲島204番地
〃	大 木 均	〃 桑山2201番地
〃	鈴 木 孝 一	結城市大字東茂呂343番地
〃	大 滝 信 農 夫	常総市菅生町731番地 1
〃	中 山 誠 治	〃 鴻野山386番地
〃	染 野 芳 郎	結城郡八千代町大字芦ヶ谷568番地
〃	増 山 信 一	〃 〃 〃 水口392番地
〃	木 村 幸 男	坂東市借宿243番地
〃	野 口 清	〃 逆井1718番地72
〃	塚 原 敬 一	〃 生子341番地
〃	浅 井 清	古河市長左エ門新田77番地 1
〃	青 木 秀 二	〃 大和田948番地
〃	木 村 昭 一	猿島郡境町大字山崎361番地 4
〃	中 川 清	土浦市真鍋一丁目11番 1 号
〃	白 戸 伸 久	古河市西牛谷101番地 1
〃	久保田 健一郎	石岡市村上487番地
〃	前 場 文 夫	結城市大字結城528番地
〃	稲 葉 本 治	下妻市本宗道71番地 4
〃	高 杉 徹	常総市水海道宝町2762番地
〃	山 口 伸 樹	笠間市石井1086番地
〃	市 原 健 一	つくば市東 2 丁目13番地22

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 澤 範 夫	筑西市倉持804番地 2
〃	吉 原 英 一	坂東市岩井3299番地 3
〃	中 田 裕	桜川市富谷684番地
〃	大久保 司	結城郡八千代町大字瀬戸井480番地
〃	野 村 康 雄	猿島郡境町741番地 3
監 事	赤 津 直	笠間市長兎路700番地
〃	前 野 憲 一	土浦市本郷1271番地 1
〃	大 塚 英 明	つくば市国松1489番地
〃	飯 島 孝 夫	下妻市鎌庭1378番地
〃	岩 上 守	結城市大字今宿533番地
〃	飯 塚 郁 夫	猿島郡境町大字内門282番地

( 選 挙 管 理 委 員 会 )

茨城県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成24年10月1日から31日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
つくば市政をよくする会	横井美喜代	野崎 秀子	つくば市倉掛199-5					H24.10. 1
昭政会	石川 昭政	樫村 良蔵	日立市会瀬町4-5-17	○	○	石川 昭政	衆議院議員	H24.10. 3
この木なんの木もりやの木	佐藤 和也	佐藤 和也	守谷市松ヶ丘6-9-5 メゾン松ヶ丘103					H24.10.10
渡辺大士後援会	渡辺 大士	中山 満	守谷市ひがし野1-27-3					H24.10.19
古河市議会政策研究会	水上 高一	生沼 繁	古河市駒羽根833番地					H24.10.26

茨城県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のように

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況 (平成24年10月1日から31日まで)

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する当該政治団体	政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する当該政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	電機連合茨城政治活動委員会	打越 秋一	内山 裕						H24.10. 2
旧		和田 浩美	打越 秋一						
新	全国オンブズマン茨城連合会	石戸 裕俊							H24.10. 3
旧	全国オンブズマン憂義団	飯島 雅美							
新	茨城県歯科医師連盟			水戸市見和2丁目285番地24					H24.10. 5
旧				水戸市見和2丁目292番地					
新	自由民主党龍ヶ崎支部	萩原 勇	萩原 初江	龍ヶ崎市羽原町1976-10					H24.10.15
旧		大竹 孝	小更 修	龍ヶ崎市米町3996					
新	関口法子後援会			古河市関戸1198-1					H24.10.17
旧				古河市関戸864-1					
新	民主党茨城県総支部連合会	高野 守							H24.10.17
旧		石津 政雄							
新	自由民主党茨城県歯科医師支部								H24.10.19
旧	自民党歯科医師会支部								
新	磯原政策実現推進の会		薄井 保紀						H24.10.29
旧			飛田 幸彦						

茨城県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況 (平成24年10月1日から31日まで)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
全国同和対策促進協議会茨城県連合会本部	二 方 富美男	大 内 修 一	水戸市見和 3 丁目 1513-15 見和マンション 303号	H24.10.29

## 茨城県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況（平成24年10月1日から31日まで）

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
石 川 昭 政	衆議院議員	昭政会	日立市会瀬町 4 - 5 - 17	H24.10. 3

## 茨城県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体届出事項の異動届出の状況（平成24年10月1日から31日まで）

	届出者氏名 (代表者氏名)	資金管理団体の名称	公職の種類	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	関 口 法 子	関口法子後援会		古河市関戸1198- 1	H24.10.17
旧				古河市関戸864- 1	

## 公 告

## ●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 菊池 正見 執行委員長から、平成24年11月2日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事 件

年末一時金等に関する事項

## 2 争議行為の日時

平成24年11月13日午前0時から、本件の完全解決にいたるまでの期間

## 3 争議行為の場所

組合員の従事する全職場

## 4 争議行為の概要

上記、3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

## ●県営土地改良事業計画の決定の通知

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、茨城県稲敷市及び千葉県香取市の一部を受益地域とする県営石納野間谷原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の決定に関し、次のとおり公告した旨、千葉県知事から通知があった。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

千葉県告示第六五四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、千葉県香取市及び茨城県稲敷市の一部を受益地域とする県営石納野間谷原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この計画については、処分取消しの訴えを提起できず、同条第七項の規定による決定を経た場合に、同条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月九日

千葉県知事 鈴 木 栄 治

## 一 縦覧に供する書類の名称

県営石納野間谷原地区土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成二十四年十一月十二日から十二月十日まで

## 三 縦覧場所

香取市役所及び茨城県稲敷市役所

## ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 茨城県

2 作業種類 公共測量（水準測量）

3 作業期間 平成24年10月30日から平成25年3月28日まで

4 作業地域 古河市、坂東市、常総市、守谷市、取手市、龍ヶ崎市、つくば市

下妻市、結城郡八千代町、つくばみらい市、猿島郡五霞町、猿島郡境町



## ●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

日立都市計画下水道の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成24年11月27日 午前10時00分	日立・高萩 広域下水道組合 2階 会議室	提出先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 平成24年11月20日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり

## 2 都市計画の構想

## (1) 都市計画の種類、名称及び面積

種 類	名 称	面 積
公共下水道	日立・高萩 広域公共下水道	排水区域面積 約2,634ha (うち処理区域面積) 約2,603ha

## (2) 都市計画を変更する内容

排水区域の変更

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

排水区域

追加する部分

日立市 十王町伊師 字北中丸, 字南中丸の各一部

## (4) 案の作成理由

日立・高萩広域公共下水道は、市内における家庭污水及び工場排水の処理を目的とする公共下水道であり、日立市の北部及び高萩市の全域を対象に、日立市十王町の伊師浄化センターで処理し、小石川を経て太平洋へと放流されている。

今回の都市計画変更は、日立・高萩広域公共下水道の排水区域を拡大するものである。

本公共下水道は、昭和55年2月に高萩市の単独公共下水道として287 haの都市計画決定を行った。その後、昭和57年11月に日立市北部及び十王町を追加した1,668 haを広域公共下水道として都市計画の変更を行った。

現在は、都市計画決定区域約2,591haを対象に、上位計画である「常磐海域流域別下水道整備総合計画」との整合を図りながら適宜整備を推進しており、都市計画決定されている排水区域約2,591haに対する整備率は91.3%、事業認可区域(約2,498ha)に対する整備率は94.7%となっている。

今回、排水区域の拡大を行う区域は、既決定区域に隣接した集落で、都市計画道路十王北通り線に面しており、近年新興住宅が立ち並び、今後更なる開発が見込まれる「日立市十王町中丸地区(5.5ha)」である。この区域は、「常磐海域流域別下水道整備総合計画」や「茨城県生活排水ベストプラン」など上位計画に整備すべき区域として位置づけられている。

以上のことから、都市の健全なる発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、太平洋及び小石川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり排水区域を変更するものである。

### 3 都市計画の変更案の閲覧

#### (1) 閲覧期間

平成24年11月12日から平成24年11月20日まで

(土曜日及び日曜日を除く)

#### (2) 閲覧場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4588

イ 日立市助川町1丁目1番1号

日立市都市建設部都市政策課

電話 0294-22-3111

### 4 公聴会に関する問い合わせ先

都市計画の変更案の閲覧場所に同じ

別 掲

## 公 述 申 出 書

日立都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿  
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 日立都市計画下水道の変更

公述申出人 住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (印)

年 齢 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 歳

職 業 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

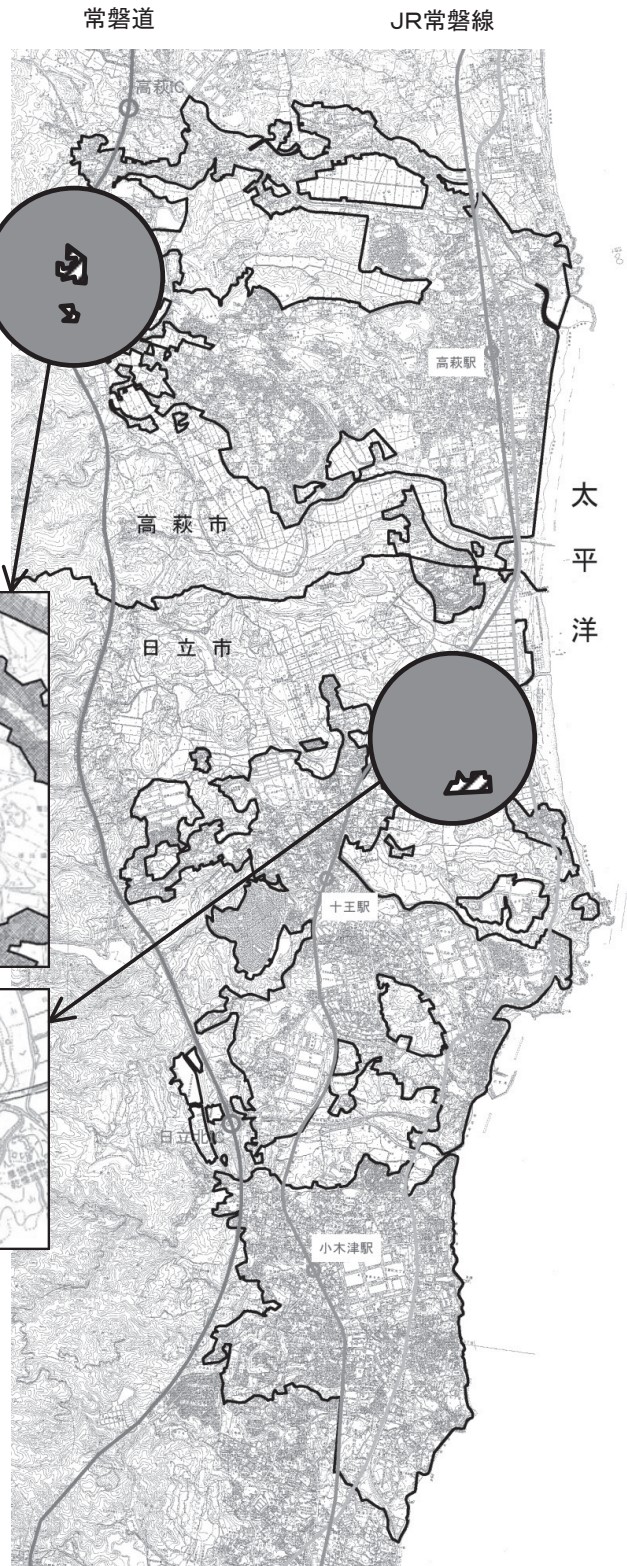
### 位置図

#### 【変更概要】

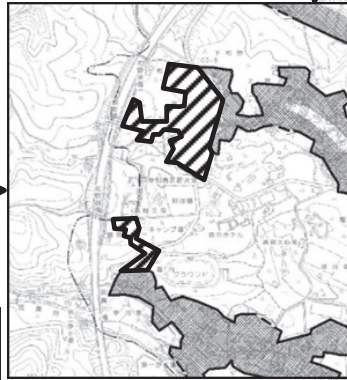
日立・高萩広域公共下水道

面積 汚水:約 2,591 ha → 約 2,603 ha  
(約 12 ha増)

雨水:約 2,622 ha → 約 2,634 ha  
(約 12 ha増)



秋山・和野地区  
(高萩都市計画区域)



凡 例	
	今回変更区域
	変更前区域(既決定)

伊師中丸地区  
(日立都市計画区域)



## ●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

高萩都市計画下水道の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成24年11月27日 午後2時00分	高萩市総合福祉 センター 2階 研修室	提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 平成24年11月20日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり

## 2 都市計画の構想

## (1) 都市計画の種類、名称及び面積

種 類	名 称	面 積
公共下水道	日立・高萩 広域公共下水道	排水区域面積 約2,634ha (うち処理区域面積) 約2,603ha

## (2) 都市計画を変更する内容

排水区域の変更

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

排水区域

追加する部分

高萩市 大字秋山 字和野後、字下和野、字和野堤端、字和野前、  
字和野、字南沢、字孫地久保、字菖蒲沢尻の各一部

## (4) 案の作成理由

日立・高萩広域公共下水道は、市内における家庭污水及び工場排水の処理を目的とする公共下水道であり、日立市の北部及び高萩市の全域を対象に、日立市十王町の伊師浄化センターで処理し、小石川を経て太平洋へと放流されている。

今回の都市計画変更は、日立・高萩広域公共下水道の排水区域を拡大するものである。

本公共下水道は、昭和55年2月に高萩市の単独公共下水道として287haの都市計画決定を行った。その後、昭和57年11月に日立市北部及び十王町を追加した1,668haを広域公共下水道として都市計画の変更を行った。

現在は、都市計画決定区域約2,591haを対象に、上位計画である「常磐海域流域別下水道整備総合計画」との整合を図りながら適宜整備を推進しており、都市計画決定されている排水区域約2,591haに対する整備率は91.3%、事業認可区域(約2,498ha)に対する整備率は94.7%となっている。

今回、排水区域の拡大を行う区域は、既決定区域に隣接した集落で、地元からの要望も強い「高萩市秋山・和野地区(7.1ha)」である。この区域は、「常磐海域流域別下水道整備総合計画」や「茨城県生活排水ベストプラン」など上位計画に整備すべき区域として位置づけられている。

以上のことから、都市の健全なる発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、太平洋及び小石川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり排水区域を変更するものである。

### 3 都市計画の変更案の閲覧

#### (1) 閲覧期間

平成24年11月12日から平成24年11月20日まで  
(土曜日及び日曜日を除く)

#### (2) 閲覧場所

- ア 水戸市笠原町978番 6  
茨城県土木部都市局都市計画課  
電話 029-301-4588
- イ 高萩市春日町3丁目10番16号  
高萩市建設経済部建設課  
電話 0293-23-7032

### 4 公聴会に関する問い合わせ先

都市計画の変更案の閲覧場所に同じ

別 掲

## 公 述 申 出 書

高萩都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿  
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 高萩都市計画下水道の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな  
氏 名

年 齡

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

### 位置図

#### 【変更概要】

日立・高萩広域公共下水道

面積 汚水:約 2,591 ha → 約 2,603 ha  
(約 12 ha増)

雨水:約 2,622 ha → 約 2,634 ha  
(約 12 ha増)

秋山・和野地区  
(高萩都市計画区域)

凡 例	
	今回変更区域
	変更前区域(既決定)

伊師中丸地区  
(日立都市計画区域)





●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市上大堤字九ノ区210番45, 同番46

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市上大堤210番地27

社会福祉法人 聖朋会

理事長 坂本 尚子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4666番3471

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字鈴木2番地137 鳳凰グリーンハイム B-201

宮 本 美 帆

( 病 院 局 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年11月12日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①Angio-CT装置 1式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成24年10月31日 ④株式会社東日本メディカル 茨城県つくば市二の宮二丁目12番地14 ⑤206,800,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

⑥一般競争入札 ⑦平成24年9月20日 ⑧最低価格

①CT装置 1式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成24年10月31日 ④株式会社東日本メディカル 茨城県つくば市二の宮二丁目12番地14 ⑤233,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札

⑦平成24年9月20日 ⑧最低価格

**●入札公告**

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成24年11月12日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

**1 調達内容****(1) 購入物件名及び数量**

①PET-CT装置 1式

**(2) 購入物件の特質等**

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書(仕様書)」で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成25年3月29日(金)

**(4) 納入場所**

茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院内

**(5) 入札方法**

ア 入札は上記1(1)①の物件を実施する。

イ 入札金額は、購入物件の総額を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

カ 購入代金総額には、購入物件のほか、納入に要する一切の費用並びに設置から正常な稼働までに必要な一切の工事、調整に要する費用を含むものであること。

**2 入札参加資格**

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書, 仕様書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 会計課

電話 0296-77-1121 内線: 2021

- (2) 入札説明書の交付期間

平成24年11月12日(月)から平成24年12月11日(火)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

- (3) 入札書の受領期限

平成24年12月26日(水)午前10時00分

(郵送による入札の場合は、平成24年12月25日(火)午後5時必着)

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年12月26日(水)午前10時00分

茨城県立中央病院 既存棟大会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、上記1(1)の①物件について、一般競争入札参加資格確認申請書に2(4)及び(5)を証明する書類を添付して3(1)に示す場所に平成24年12月12日(水)までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(イ) 指定の日時までに入札書が提出されないとき

(ウ) 記名又は押印を欠くとき

(エ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(オ) 首標金額を訂正した入札を行ったとき

(カ) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(キ) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

(ク) 代理人が委任状を持参しないとき

(ケ) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

イ 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

ウ 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

エ 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

- (5) 契約書の作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（茨城県病院事業管理規程第21号）第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) 新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課 会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Positron Emission Tomography/Computed Tomography(PET/CT) system 1 set
- (2) Time limit for tender:
- 5:00 PM, 25 December 2012 in case of by mail: 10:00 AM, 26 December 2012 in case of by hand
- (3) Contact point for the notice:
- Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.  
6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.  
TEL 0296-77-1121 (ext.2021)

~~~~~  
( 教 育 長 )

### ●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成24年11月12日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
茨城県立東海高等学校外30校で使用する電気  
予定使用電力量9,338,000キロワット時の供給
- (2) 購入物品の仕様  
仕様書による
- (3) 供給期間  
平成25年3月1日から平成26年2月28日まで
- (4) 供給場所  
茨城県立東海高等学校外30校（32施設）

## 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達は, 資料の提出, 入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお, 電子調達システムによりがたい者は, 2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては, 2の担当部局に紙入札方式参加承認願(様式第7号)を提出するものとする。

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から平成24年12月7日(金)まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

- (2) 茨城県教育庁財務課

#### ア 期間

入札公告の日から平成24年12月7日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし, 茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

#### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁財務課 財務担当

### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書, 仕様書等に対する質問がある場合は, 次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から平成24年11月21日(水)午後5時まで。なお, これ以降に到達したものについては, 回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

#### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし, 紙入札により参加の場合は, ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成24年12月6日(木)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成24年12月7日(金)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成24年12月17日(月)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月25日(火)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

## ア 日時

平成24年12月26日 (水) 午前10時

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁舎入札室 1 (行政棟 1 階)

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

## 15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Tokai Senior High School and 30 other senior high schools 9,338,000kWh
- (2) Time-limit for tender :  
Mail delivery : 5 : 00 p.m. December 25, 2012  
Hand delivery : 5 : 00 p.m. December 25, 2012
- (3) Contact point for the notice :  
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164  
Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)